

# 佐伯市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

## 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 定型的な業務を行う消防職員の職務	96	10.4	事務員	54	176	19.1	係員級
				技術員	9			
				保健師				
				栄養士	14			
				保育士・幼稚園教諭				
				消防士	19			
計	96							
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防職員の職務	80	8.7	事務員	32	356	38.6	係長級
				技術員	5			
				保健師				
				栄養士	14			
				保育士・幼稚園教諭				
				臨床心理士				
消防士	29							
計	80							
3級	1 主査又は主任の職務 2 消防職員の主査又は主任の職務	106	11.5	主任	77	77	8.4	主任級
				主査	29			
				計	106			
4級	1 副主幹の職務 2 消防職員の副主幹の職務	327	35.5	副主幹	327			
				計	327			
5級	1 室長、所長、園長、総括主幹又は主幹の職務 2 消防職員の総括主幹又は主幹の職務	184	20.0	主幹	48	232	25.2	課長補佐級
				総括主幹	136			
				計	184			
6級	1 課長、議会の事務局の次長、委員会等の事務局の長、参事、課長補佐、委員会等の事務局の長の補佐又は困難な業務を行う本庁の室長の職務 2 消防職員の課長、副署長、参事又は課長補佐の職務	86	9.3	課長補佐	47	38	4.1	課長級
				室長補佐	1			
				課長	27			
				事務局長	2			
				事務局次長	1			
				参事	6			
				副署長	2			
計	86							
7級	1 次長、振興局長、困難な業務を行う本庁の課長、困難な業務を行う議会の事務局の次長又は困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 2 消防職員の次長、署長又は困難な業務を行う本部の課長の職務	28	3.0	次長	6	28	3.0	次長級
				振興局長	7			
				課長	13			
				事務局長	1			
				消防署長	1			
				計	28			
8級	1 部長、局長、議会の事務局の長又は困難な業務を行う本庁の次長の職務 2 消防職員の消防長又は困難な業務を行う本部の次長の職務	15	1.6	部長	9	15	1.6	部長級
				局長	1			
				事務局長	1			
				消防長	1			
				次長	2			
				振興局長	1			
計	15							
合 計		922	100.0					

## 海事職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	甲板員							甲板員級
				計				
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員							
				計				
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員 2 航海士							甲板員級
				計				
4級	1 船長及び機関長 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う甲板員	1	100.0	船長	1	1	100.0	
				計	1			
5級	高度の知識と経験を必要とする船長及び機関長							
				計				
合 計		1	100.0					

## 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師							医師級
				計				
2級	主任医師							医師級
				計				
3級	診療所の長の職務	1	100.0	診療所長	1	1	100.0	診療所長級
				計	1			
4級	困難な業務を行う診療所の長の職務							
				計				
5級	規模の大きい診療所の長の職務							診療所長級
				計				
合 計		1	100.0					

## ○地方公務員法

(等級等ごとの職員の数の公表)

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。